

## 長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会について

### ○ 審議事項

- 1 国土利用計画（長野県計画）の策定・変更に関する意見
- 2 国土利用計画（市町村計画）への知事の助言等に関する意見
- 3 長野県土地利用基本計画の策定・変更に関する意見
- 4 土地収用法に基づく事業認定の処分に関する意見

#### 【国土利用計画法（抜粋）】

##### 第7条

3 都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かななければならない。

##### 第8条

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

##### 第9条

10 都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かななければならない。

**第38条** この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

#### 【土地収用法（抜粋）】

##### 第25条の2

2 都道府県知事は、事業の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ第34条の7第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。ただし、第24条第2項の縦覧期間内に前条第1項の意見書の提出がなかった場合においては、この限りでない。

**第34条の7** 都道府県に、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。

#### 【長野県附属機関条例（抜粋）】

**第1条** この条例は、法律若しくはこれに基づく命令又は他の条例で定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定により、執行機関の附属機関の設置並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

**第2条** 執行機関の附属機関として、別表の第1欄に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表の第2欄に掲げるとおりとする。

**第3条** 附属機関は、別表の第3欄に掲げる者のうちから執行機関が任命する委員により構成し、同表の第4欄に掲げる人数で組織する。

**第4条** 委員の任期は、別表の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第7条** 附属機関に、執行機関が定めるところにより、部会その他の合議制の組織を置くことができる。

(別表) (第2条、第3条、第4条関係)

1 知事の附属機関

長野県総合計画審議会	県の発展に関する将来構想及びこれに即する計画に関する重要事項の調査審議、国土利用計画法第38条に規定する事項に係る調査審議、国土調査法(昭和26年法律第180号)第15条に規定する事項に係る調査審議並びに土地収用法(昭和26年法律第219号)第34条の7に規定する事項に係る調査審議に関する事。	学識経験者	15人以内	2年
------------	---	-------	-------	----

【長野県総合計画審議会組織運営要綱】

(趣旨)

第1 この要綱は、長野県附属機関条例(令和2年3月19日条例第3号)(以下、「条例」という。)第2条により設置している長野県総合計画審議会(以下、「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会)

第2 審議会に、条例第7条の規定により、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員が互選する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

6 条例第5条第3項並びに第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、部会長及び部会について準用する。この場合において、「会長等」とあるのは「部会長」と、「附属機関」とあるのは「部会」と、「委員及び議事に関係のある専門委員その他の臨時の委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

(専門委員)

第3 審議会に、条例第8条の規定により、専門の事項を調査審議する必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者の中から知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第4 審議会に、条例第9条により、必要があるときは幹事を置くことができる。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

附則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。